

平成27年第3回東大和市議会定例会会議録第17号

平成27年9月1日（火曜日）

出席議員（21名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 森田真一君  | 2番  | 尾崎利一君  |
| 3番  | 上林真佐恵君 | 4番  | 実川圭子君  |
| 5番  | 二宮由子君  | 6番  | 大后治雄君  |
| 8番  | 関田貢君   | 9番  | 中村庄一郎君 |
| 10番 | 根岸聡彦君  | 11番 | 押本修君   |
| 12番 | 蜂須賀千雅君 | 13番 | 関田正民君  |
| 14番 | 関野杜成君  | 15番 | 和地仁美君  |
| 16番 | 佐竹康彦君  | 17番 | 荒幡伸一君  |
| 18番 | 中間建二君  | 19番 | 東口正美君  |
| 20番 | 木戸岡秀彦君 | 21番 | 床鍋義博君  |
| 22番 | 中野志乃夫君 |     |        |

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 関田新一君 | 事務局次長 | 長島孝夫君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君  | 主任    | 櫻井直子君 |
| 主事   | 須藤孝桜君 |       |       |

出席説明員（35名）

|        |       |         |        |
|--------|-------|---------|--------|
| 市長     | 尾崎保夫君 | 副市長     | 小島昇公君  |
| 教育長    | 真如昌美君 | 企画財政部長  | 並木俊則君  |
| 総務部長   | 北田和雄君 | 総務部参事   | 鈴木俊雄君  |
| 市民部長   | 広沢光政君 | 子ども生活部長 | 榎本豊君   |
| 福祉部長   | 吉沢寿子君 | 福祉部参事   | 尾崎淑人君  |
| 環境部長   | 田口茂夫君 | 都市建設部長  | 内藤峰雄君  |
| 学校教育部長 | 阿部晴彦君 | 学校教育部参事 | 岡田博史君  |
| 社会教育部長 | 小俣学君  | 行政管理課長  | 五十嵐孝雄君 |
| 秘書広報課長 | 鈴木尚君  | 財政課長    | 川口荘一君  |

文書課長 下村和郎君  
職員課長 原島真二君  
市民課長 山田茂人君  
青少年課長 中村修君  
健康課長 志村明子君  
土木課長 寺島由紀夫君  
下水道課長 佐伯芳幸君  
学校教育課長 岩本尚史君  
中央公民館長 尾又恵子君

総務部副参事 伊野宮崇君  
総務部副参事 廣瀬裕君  
保険年金課長 嶋田淳君  
市民生活課長 田村美砂君  
環境部副参事 長瀬正人君  
建築課長 中橋健君  
区画整理課長 當摩弘君  
社会教育課長 村上敏彰君

## 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

第 4 第46号議案 平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 5 第47号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 第48号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 第49号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 第50号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 第51号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第10 第6号報告 平成26年度東大和市健全化判断比率について

第11 第7号報告 平成26年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について

第12 第52号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第13 第53号議案 東大和市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

第14 第54号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例

第15 第55号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

第16 第56号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

第17 第63号議案 市道路線の廃止について

第18 第57号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第3号）

第19 第58号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第20 第59号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第21 第60号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

第22 第61号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

第23 第62号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第24 陳情の付託

#### **本日の会議に付した事件**

議事日程第1から第24まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、平成27年第3回東大和市議会定例会を開会いたします。

---

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

○議長（関田正民君） 謹んで御報告申し上げます。

議席番号7番、森田憲二議員が、去る8月23日に逝去されました。まことに哀悼、痛惜のきわみにたえませ  
ん。ここに森田憲二議員の御冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。

皆様、御起立願います。

（黙 禱）

○議長（関田正民君） お直りください。

ありがとうございました。

---

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、  
中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

去る8月26日、議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

まず定例会の会期であります、本日9月1日より9月18日までの18日間といたします。

会議録署名議員は、3番 上林真佐恵議員、15番 和地仁美議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長、議長の諸報告の後、第46号議案から第51号議案までの  
6議案を一括上程した後、議長の発議により決算特別委員会を設置し、これを付託いたします。第6号、第7  
号報告、第52号議案から第56号議案、第63号議案、第57号議案から第62号議案を順次審議した後、会期中審査  
分の陳情の付託を行います。第63号議案につきましては、建設環境委員会に付託をいたします。

2日から4日、7日、8日、5日間は一般質問となります。

5日、6日、9日から17日までの11日間は休会とし、その間に常任委員会、決算特別委員会及び議会運営委  
員会を開催をいたします。

委員会の日程について申し上げます。

9日、午前9時30分から総務委員会を、10日、午前9時30分から厚生文教委員会を、11日、午前9時30分か  
ら建設環境委員会を、14日、15日の両日、午前9時30分から決算特別委員会を開催をいたします。また、15日、  
午後1時から議会運営委員会を開催をいたしますが、閉会中審査分の請願及び陳情、追加議案の提出がなされ  
ない場合は開催をいたしません。

18日、最終日は、追加議案審議、常任委員会審査報告、決算特別委員会審査報告、議員提出議案審議、請願  
及び陳情の付託を行い、継続審査、特定事件調査、議員派遣を議決した後、閉会となります。

続きまして、資料要求等の受け付けについてですが、決算特別委員会資料要求期限は3日、午後5時までと  
いたします。

案件の内訳についてですが、報告案件2件、議決案件18件、計20件となっております。

また、議員提出議案の受け付け締め切りは10日正午までとなりますが、閉会中審査分の請願及び陳情の受け付け締め切りは15日正午までであります。

また、今定例会での一般質問通告者は18名です。

8月26日正午までに受理した陳情は2件であります。

最終日には、契約案件の資料を議席配付をいたします。

なお、議事運営上、今定例会に限り、休憩時間をおおむね1時間を目安にとることといたします。また、一般質問の5日間のうち、1日目から4日目までにつきましては、午後4時30分を経過した場合は新たな指名を行わないこととし、会議時間につきましては会議規則どおり午後5時までといたしますが、一般質問最終日の5日目につきましては、議会運営委員会を開催することなく、午後4時30分を経過しても新たに指名できることとし、議長発議により一般質問が終了するまで時間延長を行うものいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

以上でございます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

3番 上 林 真佐恵 議員

15番 和 地 仁 美 議員

を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月1日から9月18日までの18日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

#### 日程第3 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、7月7日に東京都市長会の環境部会が開催されました。

議事1の平成28年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。18件の要望事項を取りまとめ、これを承認いたしました。

次に、同日、7月7日に東京都市長会の建設部会が開催されました。

議事1の平成28年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。31件の要望事項を取りまとめ、これを承認いたしました。

次に、7月27日に東京都市長会が開催されました。

議事1の利用者の視点に立った東京の交通戦略の推進についてであります。世界一の都市にふさわしい利用者本位の交通体系を目指して、現状と課題を整理され、今後はさらなる交通インフラの充実に加え、まちづくりと連携した交通結節機能の充実と成熟社会にふさわしい道路空間・水辺空間の利活用について、推進会議を設置するとの説明が東京都からありました。

次に、議事2の東京における都市計画道路の整備方針（中間まとめ）についてであります。より効率的な道路整備を進めるため、区部と多摩地域を統合した東京全体の第四次事業化計画を策定するものであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事3の広域交通ネットワーク計画についてであります。国の次期交通政策審議会答申に向けて、東京都における今後の鉄道ネットワークについての検討を行うとともに、都の検討対象路線の37路線について、整備効果や収支採算性、費用便益比などを検討するとの説明が東京都からありました。

次に、議事4の緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進事業等の国庫補助についてであります。現在の内示状況と執行見込み並びに都の対応についての報告と国費の配分が十分な状況ではないことを、今後も随時伝えていくとの説明が東京都からありました。

次に、議事5の東京2020大会ロードマップについてであります。5年後の大会開催に向けた今後のスケジュールと公式エンブレムについての説明とあわせ、多摩地域への事前キャンプの誘致についても積極的に取り組んでほしい旨、東京都から説明がありました。

次に、議事6の2020年大会に向けた都と市町村との新たな連携事業の展開（案）についてであります。大会に向け各自治体の協力を得ながら、多摩地域における大会機運の醸成や、オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツイベントなど、さまざまな取り組みを積極的に推進するため、市町村との新たな連携事業の提案について東京都から説明がありました。

次に、議事7の防災ブック「東京防災」についてであります。東京都が作成した防災ブック「東京防災」の内容と今後の展開についての説明と、首都直下地震や集中豪雨、土砂災害等に対する備えが万全となるよう、9月1日より各家庭に配布を予定しているとの説明が東京都からありました。

次に、議事8の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。平成27年第1回広域連合議会臨時会に提出する案件の5件及び平成28・29年度保険料率の検討案並びに平成26年度ジェネリック医薬品差額通知事業の結果について、東京都後期高齢者医療広域連合から説明がありました。

次に、議事9の平成28年度東京都予算編成に対する要望（案）についてであります。4部会でそれぞれ協議した内容をもとに要望事項をまとめ、地方創生の推進に向けた支援についての項目を加えたもので作成し、

これを承認いたしました。

次に、議事10の平成27年度学校施設環境改善交付金に関する緊急要請についてであります。多摩地域の各市の行財政運営に多大な影響が及ぶ案件であり、国の責任において早急に対応すべき事案であることから、東京都市長会として国の所管省庁へ要請を行うための協議を行い、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを承認いたしました。

次に、7月30日に平成28年度東京都予算編成について、市長会の部会ごとに東京都の各局に対し要望活動をいたしました。多摩地域の各市が、財政負担の増大に苦慮していることを訴え、予算編成に当たっての特段の配慮を求めました。

次に、8月21日、22日の1泊2日で、茨城県つくば市内のホテルにて、東京都市長会及び部会合同研修会が開催されました。

議事1の中央自動車道の渋滞対策についてであります。中央自動車道の2区間の渋滞発生を抑制するための対策について、それぞれに付加車線を設置する等、中央自動車道渋滞対策促進協議会における検討状況の報告が東京都からありました。

なお、その他の議事につきましては、これを承認いたしました。

また、部会合同研修会では、筑波大学サイバニクス研究センター長による「革新的サイバニクスシステムが創る未来」についての講演が行われました。その内容につきましては、医療福祉機器としての最先端ロボットの開発、再生医療現場における可能性などについてであります。

以上で、市長報告を終わります。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

○2番（尾崎利一君） 市長報告資料をいただきましたけれども、後期高齢者医療広域連合からの報告で、資料を見ますと平均保険料額が、これここには出てませんが、始まった当初は8万4,000円余りだった平均保険料額が、今回の検討案では10万9,400円ないし10万2,833円ということで、この8年間で2万円ないし2万数千円上がるということになっています。これはかなり大きな負担になるというふうに考えざるを得ませんけれども、この点での市長会の対応がどのようなものなのか1点伺います。

それから、市長はこれまで格差の拡大ということに対して懸念を表明してこられましたけれども、この間、老人漂流社会とか老後破産、さらに最近は下流老人というようなことも大きな話題になっている中で、市長のこの問題についての所感を伺います。

○市長（尾崎保夫君） まず高齢者、後期高齢者の関係です。負担率ということで、毎年のようにということでございますけど、私ども東京都における後期高齢者の連合で組織して対応しているわけですが、その中で特に負担が余り大きくならないようにということで、それぞれの市町村負担がありまして、特別対策等を今後も継続するという形で対応していこうという形で、私どものほう、市としましても従来と同じということになりますけども、そんな形でそれぞれの市町村が出し合って、少しでも負担を減らしていこうという努力はしていくべきだろうというふうに思っているところであります。

また格差ということで、またこれは先ほど御質問者がおっしゃいましたように、高齢世帯の関係も当然あるわけですが、それ以外に経済的な格差とか見えない貧困等、いろいろと言われてございますけども、それ

らに対して東京都市長会の中でも、そのようなテーマというか、貧困等の問題については語り合っているというところがございます。今後、私ども東大和市単独でというのは、余りにも財政的な問題で困難であるかなというふうに思っておりますけれども、これから医療や介護、それからあと少子対策ということで、国の政策も充実してくるものというふうに考えてございます。そのようなものを私どもは積極的に活用しながら、その中でも市で独自に対策ができるものがあるかどうかというのは、日々、職員等と研さんをしてるというか、検討をしていると。そんな形で今、これからもそんな形でいければというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（中間建二君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） おはようございます。

平成27年第2回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、6月17日に全国市議会議長会第91回定期総会が日比谷公会堂で開催されました。

当日は、平成27年第2回東大和市議会定例会開会中のため欠席いたしました。定期総会関連議案は原案どおり決定され、任期満了に伴う役員改選の結果、新たに高松市議会議長の岡下議長が会長に選出されました。

なお、会長提出議案の決議文につきましては、本日、机上配付させていただきました。後ほどごらん願います。

また、会議に先立ち行われました永年勤続議員等に対する表彰において、尾崎信夫前議長が正副議長8年以上の特別表彰を受賞されました。

次に、7月3日に平成27年度東京河川改修促進連盟理事会が文京シビックセンターで開催されました。

議事につきましては、平成26年度事業報告及び歳入歳出決算並びに会計監査報告を承認し、平成27年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）、平成27年度分担金（案）を承認した後、後ほど報告いたします。8月6日の第53回総会及び促進大会において承認いたしました。

次に、7月9日に東京都北多摩議長連絡協議会定例会が東京自治会館で開催されました。

最初に、報告事項として、平成27年4月20日以降の会務報告が行われました。

次に、協議事項であります。最初に平成26年度同協議会事業報告を了承した後、平成26年度同協議会の歳入歳出決算について報告どおり認定いたしました。

次に、平成27年度同協議会事業計画（案）につきまして、原案どおり決定し、同じく平成27年度同協議会の歳入歳出予算（案）につきましても、原案どおり決定いたしました。

次に、平成28年度同協議会役員（案）につきまして協議し、会長に宮寺小平市議会議長が、副会長に高山武蔵村山市議会議長、監事に小川狛江市議会議長が原案どおり決定いたしました。



次に、7月28日に第47回三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会が、及び第34回多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会がパレスホテル立川で開催され、佐竹建設環境委員長とともに出席いたしました。

議事につきましては、それぞれ平成26年度の事業報告、同歳入歳出決算及び平成27年度の事業計画（案）、同歳入歳出予算（案）の審議で、いずれも原案どおり承認いたしました。

そのほか、三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会においては、役員改選が行われ、全員留任と決定いたしました。

次に、8月6日に第53回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会が調布市グリーンホールで開催されました。

内容につきましては、多くの議員の皆様が参加されておりますので、省略させていただきますが、先ほど御報告いたしました7月3日の理事会の内容と同様であり、当日はそれぞれの案件を認定、決定した後、意見発表、大会宣言、大会決議を行ったものであります。

なお、意見発表に当たりましては、建設環境委員会、佐竹康彦委員長がブロック8市を代表し、現状の問題点を明らかにし、国や東京都へ流域対策の着実な推進を求めました。非常にすばらしい意見だったと思います。御苦労さまでした。

次に、8月7日に東京都北多摩議長連絡協議会研修会が東京自治会館で開催されました。

研修会は、元府中郷土の森博物館学芸員の馬場治子氏による「多摩が生んだ名代官 川崎平右衛門」と題して講演が行われたものであります。

次に、8月10日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

初めに、報告事項として、平成27年5月26日以降の会務報告ほか、関東市議会議長会第2回理事会の会議結果について、計12件の報告が行われました。

次に、協議事項であります。都県提出議案につきましては、足立区から提出のありました「認知症への取り組みの充実強化を求める要望」を東京都市議会議長会としても承認いたしました。

なお、要望書を本日、机上配付させていただきました。後ほどごらん願います。

次に、8月30日にあきる野市市制施行20周年記念式典が秋川キララホールで開催され、副議長に出席していただきました。

報告は以上であります。ただいま報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（中間建二君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 関田正民君 降壇〕

○副議長（中間建二君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

---

日程第4 第46号議案 平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 第47号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 第48号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 第49号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 第50号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 第51号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（関田正民君） 日程第4 第46号議案 平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5 第47号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 第48号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 第49号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 第50号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 第51号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第46号議案から第51号議案までの6議案については、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

決算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する決算特別委員会理事會を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

日程第10 第6号報告 平成26年度東大和市健全化判断比率について

○議長（関田正民君） 日程第10 第6号報告 平成26年度東大和市健全化判断比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第6号報告「平成26年度東大和市健全化判断比率について」につきまして、御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御説明申し上げるものであります。健全化判断比率につきましては、4つの指標が定められております。

4つの指標であります。標準財政規模に対し、一般会計等の実質赤字額の割合を示す実質赤字比率、標準財政規模に対し、全会計の実質赤字額の割合を示す連結実質赤字比率、標準財政規模等に対し、一般会計等が負担する元利償還金等の割合を示す実質公債費比率、そして標準財政規模等に対し、一般会計等が将来負担する実質的負債額の割合を示す将来負担比率であります。

また、4つの指標のうち、いずれか1つの指標が別に定められる早期健全化基準以上の数値となった場合、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、その改善を内容とする財政健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、健全化判断比率の内容につきまして御説明申し上げます。

実質赤字比率は、一般会計の決算が黒字となり、赤字が生じていないことから算出数値は空欄であります。なお、早期健全化基準は12.71%であります。

連結実質赤字比率につきましても、一般会計及び5特別会計の決算収支の合計が黒字となっていることから算出数値は空欄であります。なお、早期健全化基準は17.71%であります。

次に、実質公債費比率であります。公債費の減額等によりマイナス1.2%となりました。なお、早期健全化基準は25.0%であります。

将来負担比率は、控除財源となる充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担額がマイナスとなったことから算出数値は空欄であります。なお、早期健全化基準は350.0%であります。

以上のように、平成26年度決算におきましては、4つの指標全てが早期健全化基準以下となっており、また実質公債費比率等の数値は前年度の数値より改善されていることから、東大和市の財政は、これらの比率において健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 1つは、実質公債費比率がマイナスになったという点ですけれども、これ地方債の元利償還金よりも、それに充てられる特定財源や充当される普通交付税の算定基礎のほうが上回ったということになるんだと思うんですが、ちょっとマイナスになるというのはどういうことなのか、ちょっと説明をいただきたいというのが1つと。

それから、将来負担比率については、昨年も伺いましたけれども、将来負担額がマイナスになるということでは数字はないということですが、将来負担額と、それに充当可能財源等の額、それから控除後の負担額、それぞれについてどうなるのか教えてください。

○財政課長（川口荘一君） まず1点目の実質公債費比率でございますけれども、平成26年度決算に基づく比率といたしましては、マイナスの数字ということになりました。今、尾崎議員のほうからお話ありましたけれども、公債費に対する普通交付税の基準財政需要額に算入される額が、そちらのほうで3カ年平均で多くなったということで、分子の数字がマイナスになったことによるものでございます。

もう1点目の将来負担比率でございますけれども、こちらについても分子となります将来負担から積立基金等の充当可能財源を控除することによって算定される比率でございますけれども、平成26年度決算においても分子の数字が充当可能財源の増加によりましてマイナスとなっております。数値で申し上げますと、将来負担額に関しては約273億9,500万円というような数値となっております。また、そこから控除できる充当可能財源等につきましては311億700万円ほどの数値ということになりましたので、これによって分子の数値がマイナス約37億1,000万程度の数字になったということで、平成26年度決算においても将来負担については、比率のほうで算定されなかったというような状況でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ありがとうございます。

それで、実質公債費比率、その実際の元利償還金よりも、それに充てられる普通交付税の算定のほうが多くなるというのは、ちょっと何か、余りなさそうな気がするんですけども、どういうことでそういうふうになったのか、ちょっと経過を伺います。

それから、いずれにしても実質公債費比率でいうと平成19年度は5.8%でした。それが昨年は、25年度は0.3%、26年度はマイナス1.2%というふうになってきてるわけです。それから将来負担比率についても、19年度は62.6%だったものが、昨年、ことしと該当数値なしということで、その将来負担額は平成19年度当時325億2,800万円だったものが、26年度は273億9,500万、充当可能財源等は242億5,400万だったものが、26年度は311億700万、控除後の負担額は平成19年度が82億7,400万だったものが、今回は26年度はマイナスで37億1,000万というふうになってきてるわけです。大きく市の財政状況を改善している。この19年度以降でいうと改善してるというふうに見られるわけですが、これらの経過も踏まえて、現在の市の財政状況をどのように判断されているのか伺います。

○財政課長（川口荘一君） まず1点目の実質公債費比率の控除財源ということでございますけれども、先ほど私のほうからは、控除財源として普通交付税の基準財政需要額に算入される額が控除できるというふうに申し上げました。そこに加えまして、都市計画税、こちらについても都市計画事業の借入金に対する控除が可能というような算定のされ方がしますので、こうしたことから分子の数字がマイナスとなったということでございます。

2点目の将来負担比率の推移と市財政の状況ということでございますけれども、将来負担比率については、お話がありましており平成19年度ではかなりの高い率で数値のほうで算定されましたけれども、平成26年度は算定がされなかった。ここ数年、算定がされないという状況でございますけれども、これについてはやはり控除財源が増加してるということでございます。とりわけ積立基金が平成19年度当時と比較しますと、かなり積み増しというものが図ることができております。もちろん市民サービスの向上を図りつつ、積立基金の増加

というものを図ってきたことで、この将来負担というのが低減されてきたというところでございます。市財政の状況ということでございますけれども、やはり現在のこの積立基金がある一定程度確保できておりますので、将来的にも市財政の健全性についても、持続の可能性というのが保たれてきているのかなというような認識でございます。

以上です。

○企画財政部長（並木俊則君） 財政の健全化というところで、全体の今までの経過と見通しということで、私のほうから御説明いたしますが、今いろいろとこちらにある健全化判断比率等、これを過去の経過から見えますと改善をされてる、そういう状況がございます。これにつきましては、従来からの行政改革を進めてる部分、また財政健全化に努めるという大きな政策のもとに、このような比率等が今現在、出てるところでございます。しかし、今後の状況を見ますと、26年度決算でも一般会計充実に、その部分が、出てる部分でございます。経常収支比率についてもプラスになってきてございます。これにつきましては、人件費、公債費等は減になってるところでございますが、それを上回りますて扶助費、物件費あるいは繰出金等がふえている。そのような状況でございますので、経常的な経費についても今後注意をしていかなきゃいけない部分だというふうに思ってます。また公債費関係につきましても、ここで大規模な事業を実施してるところでございます。今後も計画の中では大規模な事業等、また補修の関係、修復の關係の事業等を控えてございますので、それらの事業に留意した中で、健全財政を今後も保つということで財政運営に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第6号報告を終了いたします。

---

#### 日程第11 第7号報告 平成26年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について

○議長（関田正民君） 日程第11 第7号報告 平成26年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号報告 平成26年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率についてにつきまして、御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御説明申し上げるものであります。

資金不足比率は、各公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合を示したものであります。この比率が別に定められる経営健全化基準以上の数値となった場合、資金不足比率の改善を内容とする経営健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、下水道事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計における資金不足比率につきまして、御説明申し上げます。

平成26年度決算における資金不足比率は、下水道事業特別会計、土地区画整理事業特別会計ともに資金不足が生じていないことから算出数値は空欄となっております。なお、経営健全化基準は20.0%であります。

今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第7号報告を終了いたします。

---

#### 日程第12 第52号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第12 第52号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第52号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行によりまして、本年10月から社会保障・税番号制度が導入され、全市民に個人番号が付番されることとなります。

番号法におきましては、個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報と定義し、通常の個人情報よりもさらに厳格な保護措置を講じております。また地方公共団体に対して、同法の趣旨を踏まえた特定個人情報の適正な取り扱いを確保すること並びに保有する特定個人情報の開示等を実施するために、必要な措置を講ずることを求めています。

そこで、特定個人情報の取り扱い等を定めるため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

本条例の改正は、番号法の施行時期に合わせて段階的に施行させる必要があることから、2カ条に分けて改正を行っております。

第1条は、特定個人情報の取り扱いについて、新たな章を設けて定めるものであり、第2条は第1条による改正を踏まえて改正するもので、特定個人情報の一つであります情報提供等記録に関する規定を整備するものであります。

まず、第1条における改正であります。目次の改正は、特定個人情報に関する特則を第5章の2として追加することによる所要の改正であります。また第2条の定義の規定、第3条の実施機関等の責務の規定も、第5

章の2を加えることにより文言を整理するものであります。

続いて、第5章の次に第5章の2として、第34条の2から第34条の11までを追加する改正であります。

第34条の2は定義の規定で、第5章の2で使用する用語の定義を定めるものであります。

第34条の3は、特定個人情報の収集の制限の規定で、番号法第19条に該当する場合を除き、特定個人情報の収集または保管を禁じるものであります。

第34条の4は、保有特定個人情報の利用の制限の規定で、第1項では保有特定個人情報の目的外利用を禁じ、第2項ではその例外を定めるものであります。

第34条の5は、保有特定個人情報の提供の制限の規定で、番号法第19条に該当する場合を除き、保有特定個人情報の提供を禁じるものであります。

第34条の6は、開示請求に関する特例の規定であります。保有特定個人情報の開示請求について、本人の委任による代理人を加えるための読みかえの規定であります。

第34条の7は、開示義務に関する特例の規定であります。第1項は本人の委任による代理人の開示請求を追加することによる読みかえの規定であります。第2項は、開示請求者と同一の世帯に属する者以外の者に係る保有特定個人情報については、個人情報を例外的に開示する規定を適用しないとするものであります。

第34条の8は、開示の方法に関する特例の規定であります。本人の委任による代理人の開示請求を追加することによる読みかえの規定であります。

第34条の9は、訂正請求に関する特例の規定であります。開示請求と同様に本人の委任による代理人の保有特定個人情報の訂正請求を加えるための読みかえの規定であります。

第34条の10は、利用停止請求に関する特例の規定であります。保有特定個人情報の利用停止請求ができる場合を定めるとともに、本人の委任による代理人の利用停止請求を加えるための読みかえの規定であります。

第34条の11は、保有特定個人情報の開示についての適用除外の規定であります。

第48条第1項は、他の法令等に保有個人情報の閲覧等について規定されている場合は、本条例による開示等を認めないこととする規定であります。しかし、保有特定個人情報の開示については、この規定を適用しないこととするものであります。

第49条は、適用除外の規定であります。第5章の2を加えることによる文言の整理であります。

次に、第2条による改正であります。

目次の改正は、第5章の2に1条を加えることによる条番号の改正であります。

第34条の2は、定義の規定で、新たに情報提供等記録の定義を加えるものであります。

第34条の4は、保有特定個人情報の利用の制限の規定で、情報提供等記録については、全ての目的外の利用を禁じるための改正であります。

続いて、第34条の11を第34条の12とし、第34条の10を改正して、第34条の11とするものであります。改正後の第34条の11は、利用停止請求に関する特例の規定であります。情報提供等記録については、利用停止請求を認めないとするものであります。

次に、新たに加える第34条の10は、訂正をした場合における通知先の規定であります。この規定は、情報提供等記録を訂正した場合は、番号法の規定に基づき、総務大臣等に通知することを定めるものであります。

最後に、附則であります。

本条例の施行日は、平成27年10月5日とするものであります。ただし、第2条の規定は、番号法附則第1条

第5号に掲げる規定の施行の日からとするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） この条例改正案は、マイナンバー制度の導入に向けての準備ということになるわけですが、もう既に現場では住基ネットの上でマイナンバーの仮付番などの作業を行っているんじゃないかというふうに思うんですけども、今当市ではたしか、前の御説明だと基幹システムは外部サーバーにおいて、福祉総合システムなどは市内サーバーを利用してるというふうに御説明してたかというふうに記憶してるんですけど、今現在それぞれインターネット環境と遮断された状態にあるのかどうかということを、ちょっと確認をさせてください。

○総務部長（北田和雄君） 当市のネットワークの環境ということでございますけども、内部系の基幹システム、それから福祉総合システム、これらの内部のネットワークと外部と接続しますインターネットのネットワーク、これにつきましては回線、それから端末、全て別になっております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 2点、伺いたいと思います。

第34条の4というところにある利用の制限のところなんですけど、「利用目的以外の目的のために」というところがあるんですけども、この利用目的というのは、どこかに規定をするのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから34条の7の2のところにも、「開示請求者と同一の世帯に属する者以外の者」というような文言も出ていますが、以前、全員協議会のときにもお伺いしました、例えばDV被害ですとか虐待などで住居を移している方について、その方は申し出があれば住民票があるところとは別のところに、この番号を通知するというお話はあったと思いますけれども、例えばそういった申し出をし逃してしまって、もとの住民票があるところにこの番号が通知された場合に、そちらの同一世帯の方が、その番号があるだけで何か本人の情報を引き出したりするような可能性があるのかどうか、そういったところをお伺いしたいと思います。

○文書課長（下村和郎君） 1点目の御質問でございます。

34条の4の目的外利用の関係でございますけども、この目的については、番号法9条に個人番号の利用範囲を定めてございます。番号法9条の中では、5つの場合を定めております。1つは、番号法の別表第1で掲げる事務において利用する場合。2つ目が、独自利用と申しまして、地方公共団体が条例で定める事務において利用する場合。3点目が、個人番号関係事務実施者が、個人番号関係事務において利用する場合。これ例えば、市長が職員の所得税を徴収する場合に、個人番号を利用するというようなケース。それから4点目、こちらは当自治体においては無いケースですけども、激甚災害時における金融機関等の支払い事務において利用する場合。5点目が、番号法の19条、11号から14号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた場合と、こういった場合がございます。

以上でございます。

失礼いたしました。

DV被害者の関係でございますけども、現在、国のほうでPRを行っているところでございます。8月24日



から9月25日までの間に、居所情報、登録申請書を住民票のある住所地の区市町村に提出してくださいということで、PRがされているところでありますけども……。

申請がなかった場合ということですけども、なるべく申請がされるように積極的な……。

失礼いたしました。

開示請求の関係ですね。開示請求は、基本的には本人の情報しか開示請求できませんので、そのような場合に開示されるということはありません。

以上でございます。

○総務部長（北田和雄君） マイナンバーに関する本人の情報を、開示請求を認めてるわけですが、個人情報保護条例では、基本的には法定代理人しか認めておりません。ただ、今回の番号法では、法定代理人だけですと開示請求できない方も出てきます。法定代理人というのは、後見人ですとかそういう人たちですから、弁護士も代理で請求しても、うちの市の個人情報保護条例では開示はしません。そういう厳しい開示制約をさしています。ただ、それでは支障が出るので、番号法では任意代理人、例えば弁護士だとかそういったものの代理人も開示請求ができるように認めているということでございます。今、文書課長が説明しましたとおり、あくまで開示請求ですから本人情報だけです。ですから、家族のほかの人の情報を開示請求というのはできませんので、DVで追ってる夫のほうですね、仮に夫のほうが開示請求したとしても、本人のは見れたとしても、その奥さんのほうを見るということとはできないし、それから代理人としての代理、委任状はちゃんととれるかどうか、そういった制約があるということが1つと、あとDVで逃げてる場合は住民登録地のほうでそれなりの対応を今しておりますので、窓口でそういうことは防げるというふうには考えております。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

---

午前10時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 日本共産党市議団を代表しまして、第52号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論いたします。

本案は、本年10月5日実施予定の社会保障・税番号制度、マイナンバー制度の実施に必要な条例改正案

です。

同制度は、税や社会保険料などの徴収事務の強化と、所得・資産の一体的把握により社会保障の給付抑制を狙うものであり、住民にとっては行政側の事務効率化と引きかえに、一たび情報流出事故が起これば回復不能なばかり知れない被害をこうむることになる致命的な欠陥を抱えています。

8月の参議院厚生労働委員会での審議では、日本年金機構の事故は、インターネット接続されていないサーバーにあるはずの個人データが、ネット接続された別の端末に移されていたものが、サイバー攻撃にあつて漏えいしていたことがわかり、しかもこれに先んじて監督官庁の厚生労働省自身が、半月前に同様の攻撃を受けながらこれを軽視し、年金機構に必要な指示を与えていなかったことがわかりました。すなわち、幾ら万全の対策をとっているといっても、人的ミスによって事故は繰り返し起きている。容易に避けられないということを示しています。また国は、この教訓を生かして事故対策を行うとして、全国の自治体に通知を出しながら、担当大臣をして現状での自治体の対応が心配だと述べられています。

内閣府は、7月29日に全国3,000人を対象に「インターネット上の安全・安心に関する世論調査結果」を発表いたしました。ネット犯罪が「増えると思う」と答えたのは9割超、ネットを利用することに「不安がある」「どちらかといえば不安がある」と答えた人は5割を超え、ベネッセや年金機構の情報流出問題などを背景に、企業や政府機関などのネット・セキュリティーに関する国民の意識は高まっていることがうかがわれます。その不安に一層拍車をかけるような状態で、マイナンバー制度の実施を見切り発車させることは不適切であり許されるものでありません。

また市内の中小零細業者からは、仮に行政側でネットワークのセキュリティーが確保できたとしても、事業者側でこの制度に対応するためには、新たに多額の経済的・事務的コストが生じ、重い負担となり利便性が増すところではないといった指摘もされています。

これらのことからマイナンバー制度の実施の中止こそ求められるものであり、したがってマイナンバー制度の実施を前提とした同条例改正案に反対するものです。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第52号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第13 第53号議案 東大和市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第13 第53号議案 東大和市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、本案

を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第53号議案 東大和市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育長が議会の同意を得て任命される特別職として位置づけられたことから、教育長の給料の額を審議会の審議の対象とするための改正であります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、設置の規定であります。給料の額が審議会の審議の対象となる職として、新たに教育長を加えるための改正をするものであります。

附則であります。附則第1項は本条例の施行日を公布の日からとするものであります。

附則第2項は、改正法の附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する教育長の給料の額については、適用しない旨を定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第53号議案 東大和市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第14 第54号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第14 第54号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第54号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの交付及び再交付に係る事務が開始されることから、そのうち再交付に係る事務につきまして、手数料を徴収するための改正をするものであります。なお、通知カード及び個人番号カードの初回の交付につきましては、国庫補助の対象となるため手数料の徴収はいたしません。

内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、新たに手数料を徴収する事務として、別表、住民基本台帳等に関するものの部に、7の項として「通知カードの再交付」の項を加え、その手数料の額を1件当たり500円と定めるものであります。

第2条は、第1条による改正を踏まえて改正するもので、同表の住民基本台帳等に関するものの部の8の項である「住民基本台帳カードの交付又は再交付」の項を「個人番号カードの再交付」の項に改めるものであります。その手数料の額は、1件当たり800円とするとともに、その徴収時期は、郵便等により交付をする場合を除いて、「交付の際」と定めるものであります。

附則であります。本条例の施行日を平成27年10月5日とするものであります。第2条の規定につきましては、平成28年1月1日から施行するものであります。いずれも、番号法の関係規定の施行日に合わせたものでございます。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） 10月5日から通知カードの交付を実施するということになるわけですが、これに伴う事務作業ですが、体制や予算についてはどのように措置されているかということをお教えいただきたいんですが。

○市民部長（広沢光政君） 個人番号カードの関係で御質疑をいただきました。今おっしゃいましたとおり10月5日から順次ですけれども、通知カード、こちらのほうが全市民の方に郵送されると。また来年1月から個人番号カードが、交付ですね、こちらのほうが開始されるということになっております。当市におきましては、全市民の方々に確実にまず通知カード、こちらのほうが届くように、また安全かつ円滑に個人番号カードの交付ができるようにということで、人員体制の整備、それから受け付けですとか交付に関します作業、その作業の執務スペース、そういったものの環境整備、こういったものを行えるように対応していきたいというふうに考えてございます。

これらの整備に要します予算、こういったものにつきましては、今回の9月の補正予算に計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 国の事業ということで多分行われるわけですけども、補正予算書を見ても国からの負担金ですか——と実際にかかっている予算の欄とすごく乖離があるように見えるんですが、ここら辺はどういうふうになってるんでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 先ほどもお話ししましたとおり、これから補正予算のほうでその辺は出てまいりますけれども、今御質問者おっしゃいますように、歳入面において、これ6月の議会の段階で、6月補正のときに、まず事業費にかかわる国庫負担金ということで歳入をさしていただいております。こちらにつきましては10分の10の補助ということで、主にカード等の作成にかかわる経費。今回、補正に上がってますのは、歳入に関して申し上げますと、今度は事務費に関しての補正と。こちらに関しましては、国のほうで額の算出について一定の計算式がございまして、それに基づいて算出された額、これが全国の自治体に入ってきてるということでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 幾つか伺います。

これ再交付の際の手数料ということですけれども、個人番号カードは5年、10年という更新があると思いますが、更新の際には、これどうなってくるのか、再交付という扱いになってくるのかどうか。

それから今回こういうことで、10月施行を目前にして、こういう条例改正、出されてるわけですが、他市における状況がわかれば伺います。

それから再発行ということになりますと、紛失したということが考えられるわけで、紛失したものがどこに流出するのかわからないということで、番号も変更しないと、その後のセキュリティー、保たれないということにもなるかと思っておりますけれども、そこら辺についての考えを伺います。

○市民課長（山田茂人君） 3点、御質疑をいただきました。

まず5年とか10年のカードの更新の際の情報でございますが、まだ国から情報は示されてございません。

それから、再交付についての他市状況についてでございますが、26市の状況でございますが、全て他市も通知カードが500円、個人番号カードは800円という再交付の手数料でございます。

それと、あと紛失の際ということでございますが、紛失の際に関しましては、非常に危険な状況でございますので、場合によっては個人番号の変更、これは可能ということになっております。

以上でございます。

○市民部長（広沢光政君） 私のほうから、ちょっと1点目の再交付の関係、更新の場合のことでございますけれども、今担当課長のほうからは、まだ国のほうからという話がございました。御質問者も御存じのとおり、初回の交付時につきましては、これ無料になっております。これは先ほど申し上げました国からの補助金で、10分の10、出ておりますので、その分が無料ということでございまして、そういった意味から先ほど課長が申し上げましたとおり、その後の更新の際にも国庫補助がつくのかどうかという部分について、まだ国のほうから示されていないという段階で、今回の分につきましては御質問者が先ほどお話しあったとおり、紛失等の再交付にかかわる手数料ですということでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今回のこの条例改正案では、再交付のことであって、更新の場合については規定されていないということで、制度が始まろうとしているのに、まだそういうことも決まっていないということで、本当

に実施ありきということが、この点からも明らかだというふうに思います。

それから紛失の場合の措置、番号を変えることができるという御説明でしたけれども、私は紛失したことが明らかであれば、これはもう変えることができるということではなくて、変えないともういけないということになるんじゃないかというふうに思いますが、その点についてもう一度伺います。

それと、再交付の場合は、成り済ましも含めて、やはりかなり慎重な対応が必要だと思いますけれども、この際の本人確認も含めたセキュリティー措置、どのようにとられるのか伺います。

○市民部長（広沢光政君） まず1点目の紛失の際の件でございます。一応、国のほうからは、個人番号が漏えいして不正に用いられるようなおそれがあった場合には、本人からの請求、または職権によって番号を改正というか、変えることができますよというふうな通知がございます。私どもも今考えています中では、例えば紛失の場合、これはできれば、例えば盗難等に遭った場合には、盗難届等のそういった公的な書類届出書を見せていただいた上で、そういうものが明らかであれば職権によって番号のほうを、付番を変えていくというような措置はとりたいというふうに考えてございます。

それから本人確認の面でございます。こちらにつきましては、通知カード、それから個人番号カード、ともに再交付に関して申し上げますと、基本的には御本人様に来庁していただく。その際に、顔写真のついている公的な証明書、例えば免許証ですとか、そういったものと1点確認ということでなされることになっております。また、そういったものがない場合には、複数の書類等を提出していただくということで確認をして、成り済まし等の防止を図っていくというふうに国のほうからも指示されておりますし、私どものほうもそういった形で執行していくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1 番（森田真一君） 日本共産党市議団を代表しまして、第54号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論をいたします。

本案は、本年10月5日実施予定のマイナンバー制度の実施に必要な条例改正案です。したがって、第52号議案での討論の内容と同じく、マイナンバー制度の実施を前提とした同条例改正案に反対するものです。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第54号議案 東大和市手数料条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第15 第55号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第15 第55号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第55号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例は、公務災害をこうむった学校医等の休業補償等を算定する上での補償基礎額を定めたものでありますが、その額は、東京都の条例である都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例、こちらの改正に合わせて改正をいたしておりました。今回、東京都が条例改正をしたことから、本条例の一部改正を御提案するものでございます。なお、今回の改正では、これまで補償基礎額を、別表及び関係条文で定めていた方式を改め、東京都の条例の規定を直接引用する方式にするものであります。これにより、改正時期の違いによる補償基礎額の差額の発生がなくなり、常に東京都と同額の補償基礎額が確保されるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、補償基礎額の規定であります。東京都の条例において、補償基礎額が改正されたことに伴い、これに適合するように改正するものであります。なお、同条第2項では、補償基礎額について本条例の別表で定める旨を規定しておりましたが、東京都の条例の別表を直接引用する方式に変更するため、所要の文言の改正をするものであります。

また、修業年限が3年の専門学校を卒業した薬剤師の経験年数に関して、従前の基準に合わせるための所要のみなし規定を後段として追加しております。

第3条第3項は、一定の要件に該当する扶養親族を有する場合の補償基礎額の加算規定であります。また同条第4項は、扶養親族である子が15歳から22歳までの間にある場合の補償基礎額の加算規定であります。いずれも東京都の条例と同じ内容の計算方法を定めておりましたが、これらにつきましても東京都の条例の該当する条項を直接引用する方式に変更するため、所要の文言の改正を行うものであります。

また、これらの改正により不要となる別表につきましては、削除するものであります。

最後に、附則であります。附則第1項は条例の施行日を公布の日とするものであります。  
附則第2項及び第3項の規定は、改正条例の適用に関する経過措置を定めるものであります。  
以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 幾つか確認します。

1つは、この公務災害をどのような水準で定めるかということは、東大和市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師については、あくまで東大和市が責任を負って定めるべきものということで、この条例があると。現在は東京都が定めた都立学校の基準に準じて定めてはいるけれども、東大和市の権限と責任に属するものだというふうに考えますが、その点について1点、確認します。

それからもう一つは、この条例改正が行われた場合には、この公務災害補償の変更に当たって市議会での条例改正が必要ない、市議会にこれがかからないことになるというふうに理解してはいますが、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 2点ございましたが、1点目のこの条例の水準ということでございますが、従前、また今後におきましても東京都の都立学校の水準に合わせて設定をしてみたいと考えております。

2点目の東大和市の条例改正が、今後はこの基準額に関しては審議されないではないかという部分でございますが、これに関しましては先ほど提案理由の説明でもございましたが、そのような形にはなりません。ただ、こちらの条例の制定の趣旨というものが、やはり対象となる学校医、学校歯科医、学校薬剤師の方の公務災害の補償ということでございますので、時間的なすき間がなく、常に東京都の水準と一致するということを目指した今回の改正でございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 第55号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

公務災害補償をどのような水準で定めるかは、自治体が責任を持って定めるべきものと考えます。東京都は、その立場で都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を定めているのであり、東大和市の現状がこれに準じているのは、現在の東大和市の責任と判断です。医師会、歯科医師会、薬剤師会



等との話し合いの一つの基準になってきたということもあるかもしれませんが。東京都の基準が不適切だと判断した場合には、東大和市の責任と判断で別の基準を設けるべきものです。市としての責任と判断を放棄することになりかねないと考えます。

また、この条例改正が行われれば、補償基礎額の改正について市議会の議決を経ずに変えられることになり、市議会の権限の実質的縮小、市民の監視の目の届く範囲の縮小につながります。私は今、保育料等についても条例で定められず、規則で定められているために、保育料が値上げされる場合でも市議会にかからないという事態になっていることについては、これを条例に定めて議会できちっと市民の暮らしに影響があることについては審議できるようにすべきだというふうを考えてるわけですが、そういうことにも逆行する動きだというふうを考えます。よって、反対します。

市議会議員の皆さんには、市議会軽視につながるこの議案を否決するよう呼びかけて、反対討論を終わります。

[2 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第55号議案 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第16 第56号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第16 第56号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第56号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、児童の安全確保の向上及び女性の社会進出への一助、並びに子育て支援の拡充を図るために、学童保育の利用時間を1時間延長する延長学童保育を導入する改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第4条は、利用時間の規定で、見出しを改めるとともに、学童保育の利用時間に関する規定を整備するため、改正を行うものであります。原則的な利用時間を「午後6時まで」と定めるとともに、後ほど御説明いたします第6条の2に定める「延長学童保育」の利用の承認を受けた場合の利用時間は、「午後7時まで」と読みかえるものであります。

第5条は、入所要件の規定で、学童保育に関して文言整理をするものであります。

第6条の2は、延長学童保育の規定で、今回の改正で新設する規定であります。午後6時までの学童保育の利用時間の終了後も、家庭において適切な監護を受けられないと認める場合は、午後7時まで延長して学童保育を利用することができることを定めるものであります。

第7条は、育成料等の規定であります。所要の文言整理をするとともに、第2項として延長学童保育の利用の承認を受けた場合は、延長育成料を納付することを定めるものであります。その額は、児童1人当たり月額では2,500円、日額では500円とするものであります。

第8条は、育成料等の減免の規定であります。延長学童保育の利用に伴い、通常の育成料に加えて延長育成料を負担することとなりますが、生活困窮、その他の減免すべき事情を有する者については、負担の軽減を図る必要があることから、育成料と同様に、その減額または免除について規定を整備するものであります。

第9条は、育成料等の不還付の規定であります。延長育成料の追加に伴い、所要の文言整理をするものであります。

第10条は、退所等の届出の規定であります。新たに延長学童保育が導入されたことにより、学童保育所を退所する場合と同様に、延長学童保育のみの中止等についても手続規定が必要となることから、第10条を全て改めるものであります。第1項では、学童保育所の退所等に関する手続を定め、第2項では延長学童保育のみの中止等に関して準用規定を定めるものであります。

第11条は、入所等の承認の取り消しの規定で、第10条の改正と同様に、延長学童保育の導入に伴い、利用の承認の取り消しに関する準用規定を設けるための改正をするものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、本条例の施行日を平成28年4月1日とするものであります。

附則第2項は、準備行為に関する規定で、延長学童保育の利用の承認に関する手続については、条例の施行日前においても行うことができることを定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（東口正美君） 何点か伺います。

学童の延長保育に関しましては、市民の方の強い要望がありましたので、喜ばしいことと思っておりますが、1点はランドセル来館についてのこの時間はどうなっているのかということを確認させていただきたいと思っております。

もう1点は、特に長期休業、夏休みとか冬休みの場合、職員の労働時間も当然ふえるわけでありまして、こちらの職員の体制についてお伺いできればと思います。

○青少年課長（中村 修君） 2点いただきました。

ランドセル来館事業の時間ですけれども、こちらにつきましては今年度と同じような形で、8時半から5時という形で運用していきたいと思っております。指導員の勤務時間につきましては、今後、指導員等をふやしていきたいと考えておりますので、その中で30時間以内でずれ勤という形で勤務体制をとっていきたいと思っております。通常、7時までに2名は残るような形で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ランドセル来館に関しましては、この学童保育を補完するという形で行われているものであり、こちらの延長も必要というふうに考えますけれども、この点、今後について教えていただければと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 何分いろんな時間、それから今年度も学童保育所の受け入れ学年を、3年生までを6年生までに延長したというところがございますけれども、一つ一つその事業を拡大するたびに、人員の確保というのが非常に今、課題としてございまして、まずは今年度も6年生まで受け入れる場合に、職員体制の確保ができるかということが見えてから、この延長保育につきましても御提案させていただいているようなところがございまして、またランドセル来館につきましても、本来の学童保育での延長保育が、職員の体制が十分に整ってからの次の課題というふうに認識してるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 学童保育の午後7時までの延長につきましては、かねてより日本共産党としましても要求をしておりましたし、保護者からも切実な要望があったかと思っておりますので、このたびの条例改正につきましては、保護者の1人といたしましても大変感謝しております。

3点ほど質問させていただきますが、まず1点目は学童保育育成料と延長料金の免除措置についてです。第8条2号中の生活保護を受けているとき、または生活困窮その他の経済的な理由により、育成料の負担が困難であると市長が認めたとき免除とありますが、生活困窮その他の経済的な理由とは、例えばどのような場合を指すのでしょうか。

続いて、2点目は育成料と延長料金の減額措置についてです。延長料金につきましては、日額500円、月額2,500円で、同一学年に2人の児童が入所している場合は、育成料と同様に減額措置があるということで、保育園の延長料金と同じかと思うんですけれども、例えば上のお子さんが学童で下のお子さんが保育園、それぞれ延長保育を利用する場合は、施設が異なるために、その家庭では月額5,000円もの出費ということで、産めば産むほどお金がかかってしまうという状況に陥ってしまうかと思っております。経済的な理由から、利用を控えるという御家庭をつくらないということが求められるかと思っております。そこで、例えば佐世保市では、減免の基準となる第1子の学年を小学校と保育園で分けるのではなくて、上の子を小学校3年生とすることで、上のお子さんが学童、下のお子さんが保育園と施設が違っていても、下のお子さんが保育園で減免を受けられるというふうな制度にしているそうです。東大和市においても、このような保護者の負担軽減を図るべきかと思っておりますが、いかがでしょうか。

続いて、3点目です。保育園のときは7時まで延長保育があったのに、小学校に上がると学童は6時までしか預かってもらえないということで、今まで仕事をやめざるを得なかったり、働き方の変更を強いられるということが、小1の壁ということであったかと思うんですけれども、共働きの家庭はもちろん、ひとり親の家庭などでは、その後の人生も左右しかねない大きな壁でした。今回この壁を取り除くという点で、本当に保護者の皆さんが待ち望んでいたことだと思いますが、この制度が使いやすい制度であるということも同時に大切ではないかと思っております。延長保育を利用に当たって、基本的には事前に日額利用にするのか、月額利用にするのか、どちらかで申請しておくものかと思っておりますが、事前に申請をしていなかった方でも、必要ないということで思っていて、申請していなかった方でも、万が一、電車がおくれたり、何か突発的な事情により当日お迎えが間に合わず、急に延長保育を利用しなければならないということは十分に起こり得るかと思っております。そ

の場合、事前申請がなかった場合でも、当日の申請で延長料金は利用できるのでしょうか。また日額利用、月額利用の変更は月の途中からでも可能なのでしょうか。

以上です。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 2番目の減額の件でございますけれども、やはり今、上林議員がおっしゃったように、上のお子さんが学校に行っていて、下のお子さんがというと、現在では第2子、第3子の減額というのはございません。例えば保育園で申し上げますと、第3子までいけば、第1子が全額、第2子が2分の1、第3子が半額というところがございますけれども、幼稚園につきましては、今小学校、第1子が、3年生までいいというところがございますけれども、保育園のまだそちらに追いついてないということがございますけれども、今週あたりの新聞報道等を見ますと、国もその辺を改定していくんだというような記事が最近載ってたかと思えます。やはり第1子が小学校を上がっても、下のお子さんは第2子とカウントするんだというところを検討を始めるというような記事も見ましたので、それがいつから、それから学年を何年生に上げていくのが、これからの課題だというようなところも拝見したところがございますので、そちらが制度的に採用になった場合には、学童のほうにも検討しなければならないのかなというふうに記事を見たところがございますので、今後の課題というふうに捉えているところでございます。

私からは以上でございます。

○青少年課長（中村 修君） 2点ほど御質問いただいております。

生活困窮者の世帯のことでございますが、こちらにつきましては転職もしくは失業して所得が低い世帯のことを言っております。生活保護世帯の居宅基準額等を計算しまして、基準額を設定し、基準額よりも低い世帯の場合を対象として、免除の対象としております。

もう1点でございますが、突然、事故等により迎えが遅くなる場合につきましては、その時点で御連絡をいただければ、そのときに延長のほうを、保育をしたいと考えております。

もう1点の途中の月のあれなんですけれども、前月のときに、15日あたりまでに申請していただければ、途中の月の申請のほうも受け付ける予定でございます。あと住民税の非課税世帯も、同じような形で免除をしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

先ほども述べましたけれども、7時までの時間延長というのは本当に大変喜ばしいことであり、賛成しております。経済的な理由によって、制度が受けられないという方が出ないように、利用者の立場に立った運用を求めます。また利用者にとって使い勝手がよい制度となるように、実態に沿った適切な運用も求めたいと思います。

延長料金について、日額利用者についても、月額利用の2,500円を超えることのないように、例えば日額利用でいいと思ってただけど、結果的には10日、利用してしまったという場合でも、5,000円ではなくて月額2,500円の料金で済むようにすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） その辺、来年度から始めるわけがございますけれども、当部、子ども生活部では保育園関係も所管しておりまして、その辺は公立の狭山保育園もございますので、その辺の運用等につきましては、そちらのほうの手法等を参考に実施していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 1つは確認なのですが、全部の学童保育でこれを実施するののかということが1点と、あと今予測している利用人数、この延長保育に関してどのくらいの方が利用するのだろうかということを予測しているのかお伺いします。

それから時間が長くなるということで、そこで過ごす子供たちへの配慮などを、どのように考えているか、学童の環境の整備についてお伺いします。

○青少年課長（中村 修君） 全部の学童で実施する予定でございます。利用人数につきましては、26年度に調査を、アンケートをとりまして、大体希望率が22%ほどの希望がありましたので、延長希望数は約170名と見ております。ですから、各学童で15名から16名を予定しております。

配慮につきましては、現在、1人で見てる場所もありますので、それを2人とか、そういう形で指導員のほうを残して、手厚い保育をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 国のほうも学童の指導員のレベルを上げるということで、今年度から研修がセットされました。そちらのほうに指導員を受講させまして、指導員のスキルアップを図るとともに、やはり今までより時間が延長になったというところで、今課長のほうから十五、六人ということでございますので、落ちついた中で過ごすようになるかと思えますけども、やはり今までなかった時間ですので、学習とか宿題等に当てられるものではないかなというふうに思っておりますので、その辺も現場と調整して開始したいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。第56号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。

今回の改正において、利用時間の延長が上げられています。子育て世代の働き方が変化している中、要請に合わせて時間延長を行うことはやむを得ないと考え、議案には賛成いたします。

一方、学童保育所で過ごす児童の環境については、改善が進まないのが現状です。定員に関しては、弾力的運用と称して基準を上回る人数を受け入れ、学童保育所に入れない児童については、ランドセル来館や学校の空き教室など応急的な対応が続いています。

学童保育所によっては、保育時間中は外遊びといっても、狭い園庭から外に出られず、学校の校庭開放などの連携もとれないまま子供たちは過ごしています。保育時間の延長を行うのであれば、長時間過ごす子供た

ちのことを考慮した環境づくりも、同時に進めていかなければならないと考えます。

私は、子育てしやすいまちづくりを目指すときに、大人の都合を優先することにより、子供へしわ寄せがいつてしまうようでは本末転倒だと考えます。子供にとって最善の方法を考えた上での子育て支援を、市には行っていただきたいと思ひます。

保育時間の延長がよいサービスと捉えていては、家庭で過ごす時間を減らしてしまうような子育て世代の長時間労働の問題や通勤時間の問題など、根本的な解決にはならないのではないかと考えます。

今後も子育てしやすいまちにしていくため、将来的に何が子育て世代にとってより幸せに暮らしやすいことになるのかを十分考慮した政策を進めていくよう強く求め、討論といたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第56号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第17 第63号議案 市道路線の廃止について

○議長（関田正民君） 日程第17 第63号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第63号議案 市道路線の廃止についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、市道の隣接土地所有者2人から「市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請書」が提出され、存置する必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するものであります。

廃止する路線は、市道第1524号線で、起点が立野4丁目483番1先、終点が立野4丁目485番2先、幅員は1.82メートルで、延長は41.41メートルであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第18 第57号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第18 第57号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第57号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成27年度の予算執行も期間半ばに差しかかっておりますが、歳入では、平成26年度決算に基づく剰余金や、平成27年度普通交付税の金額が確定し、歳出におきましては、決算剰余金の一部について基金に積み立てを行い、また母子保健の強化事業として行う子育て応援事業費や、不登校対策として行うコーディネーターの配置経費の計上など、歳入歳出予算の補正が必要になりました。

これらに加えて、債務負担行為の追加並びに変更と地方債の変更が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億3,548万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320億6,970万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加並びに変更は、「第2表債務負担行為補正」によるものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第8款の地方特例交付金は163万円の減額で、交付額の決定に伴う減額であります。

第9款の地方交付税は2億7,253万7,000円の増額で、平成27年度の交付額の決定に伴い、普通交付税を増額するものであります。

第12款の使用料及び手数料は4,900万円の増額で、家庭廃棄物処理手数料の増額であります。

第13款の国庫支出金は370万1,000円の増額で、社会保障・税番号制度に係る個人番号カード交付事務費補助金の計上等であります。

第14款の都支出金は1,438万2,000円の増額で、出産・子育て応援事業補助金及びスポーツ振興等事業費補助金の計上等であります。

第17款の繰入金は1億3,606万5,000円の増額で、財政調整基金取り崩しの減額及び平成26年度の精算に伴う特別会計繰入金の計上であります。

第18款の繰越金は10億29万6,000円の増額で、決算剰余金の確定に伴う前年度繰越金の増額であります。

第19款の諸収入は3,125万9,000円の増額で、平成26年度の精算に伴う過年度の国庫負担金の計上等であります。

第20款の市債は7,012万3,000円の減額で、発行可能額の確定に伴う臨時財政対策債の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は1億8,642万1,000円の増額で、個人番号カード交付関係事務費等の増額と、平成26年度の精算に伴う福祉関係返還金等の計上であります。

第3款の民生費は78万8,000円の減額で、学童保育所運営費等の増額や、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額であります。

第4款の衛生費は5,025万6,000円の増額で、子育て応援事業費の計上と清掃管理事務費等の増額であります。

第8款の土木費は1,245万2,000円の増額で、道路補修事業費及び狭山緑地管理費等の増額や、下水道事業特別会計等への繰出金の減額であります。

第9款の消防費は247万9,000円の増額で、災害対策事業費の増額であります。

第10款の教育費は3,451万8,000円の増額で、小中学校の環境整備事業費及びスポーツ振興事業費等の増額であります。

第12款の諸支出金は11億5,014万9,000円の増額で、決算剰余金の一部を原資分として財政調整基金に積み立てし、また将来における公債費の償還財源や公共施設等の整備財源として、一般会計減債基金、施設整備等基金につきましても、それぞれ積み立てるものであります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正で、1の追加であります。

1つ目は、個人番号カード交付等支援業務委託で、期間は平成28年度までとし、限度額は2,241万円であります。

2つ目は、生涯学習・生涯スポーツ推進計画策定支援業務委託で、期間は平成28年度までとし、限度額は496万8,000円であります。

次に、2の変更であります。

1つ目は、印刷機賃借料で、期間は平成28年度から平成32年度までとし、限度額は2,130万円であります。

2つ目は、自動体外式除細動器賃借料で、期間は補正前に同じとし、限度額は537万9,000円であります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第3表地方債補正で、1の変更であります。

臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定に伴い限度額を減額するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（並木俊則君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。



8款地方特例交付金、1項1目1節地方特例交付金は163万円の減額であります。平成27年度交付額の決定に伴いまして、減額するものであります。

9ページをお開きください。

9款地方交付税、1項1目1節地方交付税は2億7,253万7,000円の増額であります。平成27年度の普通交付税額が16億7,253万7,000円に決定しましたので、増額をするものであります。

11ページをお開きください。

12款使用料及び手数料、2項手数料、4目衛生手数料、2節清掃手数料は4,900万円の増額であります。見込み枚数の増に伴い、家庭廃棄物処理手数料を増額するものであります。

13ページをお開きください。

13款国庫支出金は370万1,000円の増額であります。

2項国庫補助金は267万5,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は266万円の増額であります。個人番号カード交付事務費補助金は266万円の計上ではありますが、個人番号カードの交付に必要な事務費等に係るものであります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は1万5,000円の増額であります。子ども・子育て支援対策推進事業費補助金は1万5,000円の計上ではありますが、食物アレルギー研修費に係るものであります。

3項委託金、2目民生費委託金、2節国民年金費委託金は102万6,000円の増額であります。国民年金事務費交付金は102万6,000円の増額ではありますが、国民年金システムの修正費にかかるものであります。

15ページをお開きください。

14款都支出金は1,438万2,000円の増額であります。

2項都補助金は850万5,000円の増額であります。

3目衛生費都補助金、1節保健衛生費補助金は412万2,000円の増額であります。医療保健政策包括補助事業補助金は95万円の増額ではありますが、難病医療費助成システムの修正費に係るものであります。出産・子育て応援事業補助金は317万2,000円の計上ではありますが、育児パッケージの配布など、子育て応援事業費等に係るものであります。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金は21万9,000円の減額であります。消費者行政活性化交付金は211万6,000円の皆減、また消費者行政推進交付金は189万7,000円の計上ではありますが、交付金の制度変更等に伴う予算の組み替えであります。

8目教育費都補助金は460万2,000円の増額であります。

1節教育総務費補助金は25万7,000円の増額であります。学校と家庭の連携推進事業補助金は25万7,000円の増額ではありますが、第五中学校が追加指定を受けたことに伴うものであります。

2節小学校費補助金は176万円の増額であります。公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金は176万円の増額ではありますが、補助対象期間の延長に伴うものであります。

5節保健体育費補助金は258万5,000円の計上であります。スポーツ振興等事業費補助金は258万5,000円の計上ではありますが、車椅子バスケットボール大会の開催経費など、スポーツの普及啓発事業に係るものであります。

3項委託金、6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は587万7,000円の増額であります。日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度育成事業委託金は89万9,000円の計上ではありますが、事業指定校における講習

会講師謝礼等に係るものであります。不登校児童・生徒に対する訪問等による個別支援の充実に向けた調査研究事業委託金は497万8,000円の計上であります。不登校支援コーディネーターの配置経費等に係るものであります。

17ページをお開きください。

17款繰入金は1億3,606万5,000円の増額であります。

1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は3,590万円の減額であります。補正予算（第3号）の財源調整として、財政調整基金の取り崩しを減額するものであります。

2項特別会計繰入金は1億7,196万5,000円の計上であります。

1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金は2,875万3,000円の計上であります。平成26年度の精算に伴いまして計上をするものであります。

3目1節介護保険事業特別会計繰入金は1億1,044万8,000円の計上であります。平成26年度の精算に伴いまして計上をするものであります。

4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は3,276万4,000円の計上であります。平成26年度の精算に伴いまして計上をするものであります。

19ページをお開きください。

18款繰越金、1項1目1節繰越金は10億29万6,000円の増額であります。平成26年度の決算剰余金の確定に伴いまして、増額をするものであります。

21ページをお開きください。

19款諸収入、5項雑入は3,125万9,000円の増額であります。

1目1節の雑入は369万8,000円の増額であります。体育施設等命名権料は50万円であります。平成27年10月1日からの半年分を計上するものであります。自治総合センターコミュニティ助成金は240万円の計上であります。自治会用の備品購入費等に係るものであります。広告料収入は79万8,000円の増額であります。家庭廃棄物の指定収集袋に掲載する広告に係るものであります。

4目過年度収入は2,756万1,000円の計上であります。

1節国庫負担金は1,722万3,000円、3節都負担金は1,033万8,000円の計上であります。それぞれ平成26年度の精算に伴います過年度収入であります。

23ページをお開きください。

20款1項市債、9目1節臨時財政対策債は7,012万3,000円の減額であります。平成27年度の発行可能額の確定に伴いまして減額をするものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は14億3,548万7,000円の増額で、補正後の予算額は320億6,970万円となるものであります。

25ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費は1億8,642万1,000円の増額であります。

1項総務管理費は1億6,770万9,000円の増額であります。

1目一般管理費、4の職員研修事業費は54万円の増額であります。研修講師派遣手数料の増額であります。

6目財産管理費は244万7,000円の増額であります。

1の庁舎管理費は213万4,000円の増額であります。個人番号カード交付窓口の設置に伴います床改修工事及び庁舎管理用備品購入費の計上等であります。

3の財産管理事務費は31万3,000円の増額であります。不動産鑑定委託料の増額であります。

7目企画費、1の企画業務費は26万円の増額であります。施設修繕料の増額であります。

11目文化振興費、1の市民会館運営費は180万9,000円の増額であります。貸し出し用のプロジェクター購入費の計上等であります。

27ページをお開きください。

12目地域振興費、1の市民協働事業費は250万円の増額であります。自治会用備品購入費の計上等であります。

13目市民センター費は75万8,000円の増額であります。

7の南街市民センター管理費は39万5,000円の増額、8の桜が丘市民センター管理費は13万6,000円の増額、13の清原市民センター管理費は22万7,000円の増額であります。いずれも施設修繕料の増額であります。

15目諸費は1億5,939万5,000円の増額であります。

1の市税過誤納還付金等は1,200万円の増額であります。平成27年度中の還付金を見込み計上するものであります。

次の2の福祉関係返還金から、次の29ページになりますが、11の衛生関係返還金まででございます。7課分の合計は1億4,739万5,000円で、平成26年度の精算に伴います返還金であります。

2項徴税费、1目税務総務費、3の納税管理事務費は119万5,000円の増額であります。庁用自動車購入費の計上等であります。

31ページをお開きください。

3項1目戸籍住民基本台帳費、4の個人番号カード交付関係事務費は1,751万7,000円の増額であります。嘱託員（事務専門員）報酬及び個人番号カード交付等支援業務委託料の計上等であります。

33ページをお開きください。

3款民生費は78万8,000円の減額であります。

1項社会福祉費は542万9,000円の減額であります。

1目社会福祉総務費は704万6,000円の減額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は581万7,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

5の後期高齢者医療特別会計繰出金は1,286万3,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

3目老人福祉費、11の在宅サービスセンター運営事業費は66万6,000円の増額であります。施設修繕料の計上等であります。

4目障害者福祉費、1の障害福祉管理事務費は95万1,000円の増額であります。難病医療費助成システム修正等委託料の計上等であります。

2項児童福祉費は361万5,000円の増額であります。

6目児童館費、2のかみきただい児童館運営費は181万7,000円の増額であります。臨時職員賃金の増額であります。

35ページをお開きください。

7目学童保育所費、1の学童保育運営費は179万8,000円の増額であります、学童保育システム修正委託料の計上であります。

4項1目国民年金費、2の国民年金事務費は102万6,000円の増額であります、国民年金システム修正委託料の計上であります。

37ページをお開きください。

4款衛生費は5,025万6,000円の増額であります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は416万4,000円の増額であります。

2の保健事業費は118万2,000円の増額であります、保健師等賃金の増額であります。母子保健コーディネーターを新規に配置し、出産・子育てに関する不安の軽減や支援等を行うものであります。

7の子育て応援事業費は298万2,000円の計上であります、育児パッケージの購入及び配布経費等の計上であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、2の清掃管理事務費は4,609万2,000円の増額であります、家庭廃棄物の指定収集袋に関しまして、今後、必要となる管理業務委託料等を見込み、増額するものであります。

39ページをお開きください。

8款土木費は1,245万2,000円の増額であります。

2項道路橋りょう費は2,463万2,000円の増額であります。

1目道路維持費は1,783万円の増額であります。

2の街路灯管理費は283万円の増額であります、説明は省略させていただきます。

4の道路補修事業費は1,500万円の増額であります、平成27年度中の道路補修費を見込み、増額するものであります。

2目道路新設改良費は680万2,000円の増額であります。

1の市内道路改良事業費は630万円の増額、4の街路灯新設事業費は50万2,000円の増額であります、いずれも積算単価の改定に伴う工事請負費の増額であります。

3項都市計画費は1,218万円の減額であります。

1目都市計画総務費、3の都市計画事務費は3万9,000円の増額であります、地域交通に係る講演会の講師謝礼の計上であります。

2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は1,658万2,000円の減額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

41ページをお開きください。

3目公園費、2の狭山緑地管理費は636万4,000円の増額であります、樹木強剪定等委託料の計上でありませ

す。  
5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は200万1,000円の減額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

43ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、1の災害対策事業費は247万9,000円の増額であります、高齢者世帯に支給します簡易消火具の購入費及び自主防災組織に貸与します自動体外式除細動器、AEDでござい

ますが、その賃借料の増額等であります。

45ページをお開きください。

10款教育費は3,451万8,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は664万9,000円の増額であります。

1の就学相談事業費は36万1,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

11の教育指導管理事務費は38万6,000円の増額であります、第五中学校の追加指定に伴います学校と家庭の連携推進事業支援員等謝礼の増額であります。

14の学校行事・部活動等運営支援事業費は89万9,000円の増額であります、指定校2校におけます日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度育成事業に係る講習会講師謝礼等の増額であります。

16の教育センター運営費は500万3,000円の増額であります、中学校5校に配置します不登校支援コーディネーターの報償の計上等であります。

47ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費は1,335万5,000円の増額であります。

1の小学校運営費は390万円の増額であります、施設修繕料及び施設維持改修工事費の増額であります。

2の小学校環境整備事業費は945万5,000円の増額であります、小学校10校におけます非常通報装置更新工事費等の計上であります。

3項中学校費は127万8,000円の増額であります。

1目学校管理費、2の中学校環境整備事業費は116万7,000円の増額であります、中学校5校におけます非常通報装置更新工事費の計上であります。

3目特別支援学級費、2の通級指導学級事業費は11万1,000円の増額であります、就学奨励費の増額であります。

4項社会教育費は1,115万8,000円の増額であります。

1目社会教育総務費は357万9,000円の増額であります。

2の社会教育事務費は313万2,000円の増額であります、第三次生涯学習推進計画と新規となります生涯スポーツ推進計画の策定支援業務委託料の計上であります。

49ページをお開きください。

8の文化施設管理費は44万7,000円の増額であります、(仮称)東大和郷土美術園に係る施設修繕料の増額であります。

2目公民館費は118万5,000円の増額であります。

1の中央公民館事業費は34万円の増額であります、市の魅力発見講座に係る講座と講師謝礼の増額や印刷機の更新に伴います賃借料の計上等であります。

2の南街公民館事業費は15万8,000円の増額、3の狭山公民館事業費は22万9,000円の増額、4の蔵敷公民館事業費は22万9,000円の増額、次の51ページになりますが、6の上北台公民館事業費は22万9,000円の増額で、いずれも印刷機の更新に伴います賃借料の計上等であります。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は639万4,000円の増額であります、施設修繕料の増額及び小荷物専用昇降機改修工事費等の計上であります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、3のスポーツ振興事業費は207万8,000円の増額であります、ロー

ドレース大会終了後に行います走り方教室や車椅子バスケットボール大会の開催経費の計上等であります。

53ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金（原資分）は11億5,014万9,000円の増額であります。平成26年度の決算剰余金が確定したことによりまして、その2分の1に相当する額、6億14万9,000円を財政調整基金に積み立てし、一般会計減債基金には、公債費の償還財源の確保を図るため1億5,000万円を積み立てするものであります。また施設整備等基金につきましては、平成28年度以降における公共施設の建設や更新費用等に充てるため、4億円を積み立てるものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は14億3,548万7,000円の増額で、補正後の予算額は320億6,970万円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 何点か伺います。

16ページの公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金増額ですけれども、補助期間が延長したという御説明でしたが、何年から何年に延長したのか、何カ所かあると思いますので、全体に該当するのか伺います。

それから、32ページですけれども、個人番号カード交付関係事務費1,751万7,000円ということで計上されてますが、先ほど森田議員も質問しましたけども、これ国の事務だと、国の事務というか、国の事業を行うということだと思いますけれども、1,751万7,000円、費用がかかるにもかかわらず、国からの補助金が266万円しかないというのは、極めて不十分な額しか国から財源手当されてないというふうに考えるわけですが、この点についての市の考えを伺います。

それから、交付関係事務で嘱託員の報酬、臨時職員の賃金増額、そのほかに13番で委託料として個人番号カード交付等支援業務委託料というのが出ています。これは足立区などで窓口業務を民間に委託をして、厚生労働省からも総務省からも違法ということで指摘を受けて大問題になったということもありますが、この嘱託員、臨時職員の行う事務、それから業務委託する事務の内容について伺います。

それから、40ページの土木費のところですけれども、この夏、大雨で床下浸水した民家もあったというふうに聞いていますが、この補正予算の中でそれらの対応、溢水対策が組まれているのかどうか伺います。

それから、46ページの教育費のところ、不登校支援コーディネーター報酬ですけれども、不登校の問題、大問題になって、9月1日に自殺する子供が非常に多いというのも、この間ずっとテレビで報道されていますけれども、この内容ですね。それから、こうした事業は継続的に行っていく必要があるんだろうと思いますけれども、この都の事業委託金が今後についても引き続き支出されるのかどうか、財源の問題ですね、それについても伺います。

それから、54ページの基金費のところですが、この補正予算で積み立てられるということで、財政調整基金、

一般会計減債基金、施設整備等基金、それぞれ残高が幾らになるのか、それから基金全体の残高が、このことで幾らになるのか伺います。

それから、あわせて財政調整基金については、標準財政規模の1割程度を目安として積み立てるというふうにも前も答弁いただいておりますが、一般会計減債基金や施設整備等基金については、必要額をどれぐらいと考えているのかということについて、この間、何度か伺ってありますが、それについては答弁をいただいております。その点についてどうなのか伺います。

○**建築課長（中橋 健君）** 補正予算書、16ページ、公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金増額についてでございますが、平成27年度に補助交付要綱が改正になりまして、工事の完了の月から5年間ということまで延長されました。これに伴いまして第四小学校におきましては、平成27年度末までが補助期間。また第八小学校につきましては、平成29年の8月までが補助期間となっております。今までは補助期間3年でございました。これが今回の改正で5年間ということになりました。

以上でございます。

○**市民部長（広沢光政君）** 補正予算書、32ページ、個人番号カード交付関係事務費につきまして、2点ほど御質問いただきました。私のほうからは、1点目につきまして御答弁さしあげたいと思います。

御質問の内容としましては、先ほど歳入のほうで御説明さしあげた事務費の266万、こちらのほうの国庫の負担金のほうは、実際に支出します事務費等に比較してというような内容だったと思います。先ほど私、別件でも回答させていただきましたけれども、まずその266万の事務費についてでございますが、こちらにつきましては国全体の予算額、これは約40億程度でございます。こちらを26年1月1日現在の全国人口、それと1月1日時点の当市の人口、それで割りました数値、これを掛け合わせて各自治体、それぞれ補助金額というのが算出されてるということでございまして、先ほど申し上げたとおりそういったようなことで、金額的には決められてしまってるということでございまして、事業費、カードをつくる、そういったものにかかる事業費に関しては10分の10、出ているにもかかわらず、事務費のほうに関しては今言ったような形で積算された金額ということで乖離がございまして、この辺につきましては、市長会等からも国に対しては常々、必要な経費については補助するよというところで要望は出しているというようなところでございまして、今後も、まだ先ほどちょっと話が別件でありましたけれども、更新の段階ですとか、そういったときにもかかわってまいりますので、そういったことに関しましては引き続き要望等してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**市民課長（山田茂人君）** 2点目でございますが、臨時職員、それから嘱託員、それから委託に関する業務についてでございます。

まず臨時職員の業務につきましては、10月から12月は住基カード利用者案内問い合わせ対応や通知カード返戻対応、それから個人番号カード交付業務の準備ということを考えております。1月以降は、個人番号カードの二次受け付けの交付業務を予定しております。以上が臨時職員の業務でございます。

次に、嘱託職員の業務でございます。11月から12月が通知カード返戻対応と実態調査、それから個人番号カード交付準備、1月以降が個人番号カードの交付業務で暗証番号入力や交付業務、これらを担っていただく予定になっております。

続きまして、委託の業務でございますが、10月からは電話問い合わせ対応で、1月からはその電話対応の問い合わせと、あとカード交付の電話予約受け付け、これを予定しております。さらに委託の受け付け業務でござ

ざいますが、1月以降、窓口の問い合わせ対応や申請書類の確認手続や混雑状況の案内、それから交付予約者区別のための対応、これらを予定してございます。

以上でございます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 補正予算書、40ページの土木費についてでございますが、大雨の床下浸水の対策が含まれているかという御質問でございますが、今回の補正予算については、そのような対策ということでは含まれてございません。

以上でございます。

○学校教育部参事（岡田博史君） 補正予算書、46ページの不登校支援コーディネーター報償についてでございます。2点、御質問があったかと思えます。

まず、この事業の内容につきましては、東京都のほうで家庭にひきこもりがちになっている不登校児童・生徒及びその保護者に対する支援を確実なものとし、当該不登校児童・生徒の社会的自立を促すため、調査研究を通じて支援方策を確立するというところで、東京都のほうがこの事業を考えております。その研究の委託といたしまして、本市教育委員会のほうが受けまして事業内容を考えております。本市におきましては、不登校支援コーディネーターを各中学校に1名ずつ配置いたしまして、不登校対策の中心教員と、そのコーディネーターが連携をして、組織的な対応を行うということを考えております。具体的には、不登校児童・生徒及び家庭の状況に応じた支援を行うというようなことや、市教委、そして学校と福祉、医療機関等との連携、協力による支援を行うことを考えております。

続きまして、2点目の継続する必要ということと、今後、財源等、どのようになるかというような御質問でございますが、この東京都における事業につきましては、次年度以降、まだ先がわかっておりません。今後、東京都はこの調査研究の結果を検討しまして、この後どのようにするかということの方向性を出すというふうな見込みになっております。

以上でございます。

○財政課長（川口荘一君） 補正予算書、54ページの基金積立金に関しての御質疑でございます。

まず各基金の残高でございますけれども、財政調整基金につきましては、今回の積み立てと、あと歳入では取り崩しをしておりますが、そういったことを含めまして、27年度末の残高は約22億4,800万円に現時点ではなる見込みでございます。

次に、一般会計減債基金につきましては、27年度末の残高は約6億5,600万円となる見込みでございます。

続きまして、施設整備等基金につきましては、取り崩し等を踏まえまして約11億8,600万円となる見込みでございます。

一般会計の積立基金の残高、合計額についてでありますけれども、27年度末の残高でございますが、現時点では43億8,300万円ほどになる見込みでございます。

続きまして、一般会計減債基金と施設整備等基金の目標についてに關してでありますけれども、まず一般会計減債基金については、今後の公債費が、平成28年度以降、増加に転じるというような見込みがまずございます。そして、平成27年度から28年度にかけて新学校給食センターの建設を行っておりますけれども、その多くの財源が借入金によるものということもございます。そういったことから、将来的に公債費の負担が、今後増加していくということでございますので、今後の備えとして一般会計の減債基金の積み立てが必要ということで、積み立てを行っているところでございます。



次に、施設整備等基金の目標でございますけれども、28年度においても今申し上げた給食センターの建設、また本庁舎の耐震化事業も実施する予定となっております。これら大規模な事業の財源として、一定額の基金の取り崩しが現時点では必要になってるということでございます。さらに、その先の将来に関しましても、公共施設等の老朽化への対応ということが必要になってまいりますので、社会保障関係経費が増加する中、今後の公共施設の更新の財源として、やはり施設整備等基金の活用が必要になってくるというふうに考えておりますので、現在積み立て目標額を定めておりませんが、積み増しのほうを図っているというような状況でございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） ありがとうございます。

32ページの個人番号カード交付関係事務費ですけれども、1点確認したいのは、委託、この業務委託するものについては、直接窓口でこれらの個人番号カードの交付事務などには直接携わず、書類作成の援助やコールセンターでの問い合わせに答えるということにとどまる。そこは厳密にやるということでもいいのかどうかというのが1点と。もう1点は、いずれにしても業務委託でありながら市の職員の日常的な指揮系統下に入ることになれば、これまた違法派遣ということも起きてくる可能性もあるわけで、そこら辺の対応についてどうなっているのか伺います。

それから、40ページの土木費のところについては、この夏、そういう床下浸水なども起きたということで、どういう対応をするのかということあると思いますが、これは対策を求めたいと思います。これは要望です。

それから、教育費について、不登校支援コーディネーターについては、各中学に1名ずつ置いて組織的対応をするというやり方は、単に調査研究、単年度の調査研究ということではなくて、実際には不登校対策にかかわって、かなり組み込まれてかかわっていくということになると思いますので、やはりこれは次年度以降も当然必要になってくるというふうに、私は今受けとめたわけですけれども、都のこの委託金は、次年度以降はわからないということですが、市の教育委員会の考え方として、次年度以降もやる必要があるということで検討されているのかどうか伺います。

それから、54ページの基金積立金については、これはやはり目標額については示されなかったということです。やはり市民の暮らしも大変厳しくなっていく中で、必要額が示されないまま積み立てられていくということになると、市民サービスとの関係でいっても、やはり理解を得るのは難しくなるというふうに思いますので、この扱いについては、基金への積み立てについては慎重な対応を求めたいと思います。これも要望です。

○市民部長（広沢光政君） 補正予算書、32ページ、個人番号カード交付関係事務費、こちらの中の支援業務委託について御質問いただきました。先ほども担当課長のほうから御答弁申し上げましたけれども、今回の委託業務で行います業務といいますのは、申請書類の確認ですとか、それから手続の案内、窓口整理、それからコールセンター、こういったものでございまして、番号カード、直接の入力ですとか、そういったものには一切携わらないということになっております。

それから、2点目の委託関係の従事員ですね、直接市の職員がということでございますが、こちらにつきましては先ほど例が出ました足立区さんのように、今おっしゃいましたように直接職員が委託業者のほうに指揮をするということは、偽装請負というような問題も出てまいります。今回、私どものほうで考えてますこの委託業務におきましては、業務マニュアルにないような事態が発生した場合、市に対処方法を紹介して、市職員が委託先スタッフに直接指示することがないように仕様上はつくるということで、そのような場合には市の職

員が業務を完全に引き継ぐというような形で行うということで考えてございます。そういったことで、委託業務とした形で、きちっとした形で執行していきたい、運営をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 教育長（真如昌美君）** 不登校対策児童・生徒に対する訪問等による個別支援の充実に向けた調査研究事業、この件につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、単年度でその効果を確認して、そして東京都全体でどういうふうにするかということで、今考えている最中です。その一方で、また不登校中途退学の対策の委員会の中でも、あわせてこのスクールソーシャルワーカーの効果について、今現在もさまざまな角度から話し合いをしているところなんです。ただ、スクールソーシャルワーカーにつきましては、東京都全体を見ても、各学校に1人ずついるということは、まだまだそこまで至っておりませんので、今後この研究の内容等を含めて、効果があるとすれば、また市長部局とよく相談の上、子供たちのために何らかの方法をとっていきなというふうに思っておりますけれども、今現在は具体的にこうするという考えはございません。

以上でございます。

- 19番（東口正美君）** 14ページの歳入のところではアレルギー研修費について1つ伺います。

まずアレルギー研修のこの対象、保育課になっておりますが、どのような方が対象になるのか。事業名、済みません、子ども・子育て支援対策推進事業費補助金のところですが、あと研修会の内容、特に緊急時の対応が必要とされるエピペンの取り扱いについては、どのようになっているのかお聞かせください。

あと38ページ、子育て応援事業のところ、母子コーディネーター、また育児パッケージ配布委託料ということで、切れ目ない子育て支援ということでさまざまな政策が盛り込まれていると思いますけれども、具体的にどのような事業が行われるのか。また、これも都の補助金になっておりますが、この継続性についてお聞かせください。

- 子ども生活部長（榎本 豊君）** 14ページの保育課、子ども・子育て支援対策推進事業費補助金でございますけれども、これにつきましては保育園、幼稚園等の職員、保健師、栄養士、保育士、それから学童保育所、それからやまとあけぼの学園等々の職員等を対象に、子ども生活部と福祉部と共催で行っているものでございます。これ、そもそも始まりましたのは、平成24年の12月に調布市で小学生の女儿が、食物アレルギーで、ショックで亡くなったというような痛ましい事故がございましたが、それ以降、非常に保健所等も、こちらの研修のほうに力を入れて、平成25年度から当市におきましては食物アレルギーの研修、3回、年、行っております。春に2回ですね。そちらにつきましては、多摩立川保健所の職員の御協力によりまして、春に2回、それから秋に1回、行っているところでございます。秋に行っている研修は、保健所の職員から基礎的なところの研修、それから東大和医師会のほうに依頼をいたしまして、アレルギー専門医を派遣していただきまして、そちらでエピペン、アナフィラキシーショックの治療剤ですね、それを実際にどこに打つかという、模型で皆さんが打つというような研修をここ2年ぐらいやっているところでございまして、今年度もこちらの補助金を活用いたしまして、当初予算では一般会計、一財でやる予定でございましたけれども、いただけるということでございますので、こちらでも活用いたしまして、秋に同じく医師会のほうをお願いいたしまして、エピペンの使い方等の研修を行うというようなものでございます。

以上です。

- 健康課長（志村明子君）** 補正予算書、38ページ、子育て応援事業費の事業の内容についてでございます。

こちらの事業は、東京都が新設しました出産・子育て応援事業補助金という新しい補助金を活用し、始める

事業でございます。こちらにつきましては、国が示しております子ども・子育て支援法にかかわる利用者支援事業、母子保健型というものを含む事業の中身になっております。

内容でございますけれども、妊娠期、全ての妊婦に対して、専門職のほうが必ず面接を行い、状況について把握し、必要な方につきましては支援プラン等を計画し、また必ずそのプランに基づきフォローし、生後1歳までの間に評価をするというような基本的な事業のほかに、必ず妊娠から出産までの間に、どこかで育児パッケージという、社会全体で子育てを応援するという意味を込めてのものをお渡ししてメッセージを送ると、そのような内容になってございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） それでは、2点お伺いいたします。

まず1点目が、32ページの個人番号カード交付関係事務費でございます。このマイナンバー制度につきましては、行政の運営上、大変な大きな転換点になる制度だろうというふうに考えております。年金受給申請などで住民票が不要になるですとか、また当然、行政の事務の効率化もそうでございますし、また災害時の避難支援等にも使える、そういった制度でございまして、そういった重要な制度でございますので、円滑な運用のためには市民の方への周知徹底、これが非常に重要な点であろうかと思っております。この周知徹底につきまして、現在どのようなお考えを持って、どのように対応されようとしておられるのか。特に情報弱者と言われております高齢者ですとか障害者の方々に対するこの制度の内容、またその手続等の周知徹底ですね、この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

2点目が52ページのスポーツ振興事業費の中の車椅子バスケットボール大会についてでございます。これが当市で開催されることになった経緯と、またこの大会の詳細、またオリンピック・パラリンピックの機運醸成という観点から、どのように活用できるのかということについてお伺いしたいと思います。

○市民部長（広沢光政君） 補正予算書、32ページ、個人番号カード交付関係事務費の関係でございます。

今、御質問者のほうからお話がありましたとおり、非常に大きな制度として、第一歩をここで踏み出すということで、私ども市民部のほうとしましては、まずその第一歩といたしまして、先ほど来お話し申し上げております通知カード、それから個人番号カード、このものの交付、こういったことに携わるということで、まず第一歩として市民の皆様方に、この個人番号カードを持っていただくというようなところを担っているわけでございますが、制度そのもの全体のPRも兼ねてということでは、きょうちょうど9月1日でございますけれども、1日に市報のほうに特集といたしますか、折り込みといたしますか、一面、紙面を割いてPR等を行っております。この後も、企画課サイドのほうで行っているというわけでございますけれども、引き続きその時々に応じて特集を組んで、PR等を進めていくというようなことで考えているところです。当然ホームページ等にもアップしてるといようなことで、あと個々具体的に申し上げますと、例えばDVの被害者に関する居所情報の登録の関係ですとか、そういったものにつきましては全国的に国のほうからのリーフレット等、送られてきたものを関係部署の窓口等で配布する、もしくは関係施設、関係機関に配布して、PR方等につきまして努めているというような状況でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（村上敏彰君） 補正予算書、52ページ、スポーツ振興事業費に関係いたしまして、車椅子バスケットボール大会が行われます経緯とその内容、あと機運醸成についてお答えさせていただきます。

車椅子バスケットボール大会が開催される経緯でございますが、実は東京都の補助金が、障害者スポーツ地

域支援事業という補助金が示されまして、その後、当市で何ができるかということを考えました。その中で、車椅子バスケットボールのチームが都内に8チームあるそうですが、毎年、大会を、いろんな体育館を転々としてるといってお話をお伺いしましたので、当市の体育館でも過去に実施した経験がございましたので、ぜひ当市でやっていただきたいという願いをいたしまして、当市に誘致をさせていただいたと、このような経緯でございます。

内容につきましては、今申し上げましたように3月に、全国の車椅子バスケットボール大会の東京都予選が行われるということで、8チームのトーナメント戦を1日かけて行うというものでございます。これに先立ちまして、予算の費用の中では、小学校、約3校ぐらいにはなると思いますが、車椅子バスケットの選手と小学生、中学生との交流事業、このような形を考えてございます。機運醸成につきましては、当然ポスター、チラシの作成はもちろん、このような小学生、中学生との交流事業を通じまして、機運の醸成を図ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 2点お伺いします。

28ページの市民協働事業費の備品購入費で、自治会用備品購入費というのが計上されているんですが、これ自治総合センターコミュニティ助成金を活用してということだと思うんですけども、どのように申請をしたり、どのようなものを購入できるのか、手続なども含めて教えてください。

それから、38ページの子育て応援事業費、先ほど御質問がありましたけれども、育児パッケージ配布の委託に関して、具体的にどのようなものを配布していくのかということと、あとキャラクターデザイン作成委託料というのがあるんですが、これについてお願いします。

あと、先ほど東口議員の質問の中で継続性ということがあったと思いますけども、お答えがなかったようなので、そこもお聞かせください。

○市民生活課長（田村美砂君） 予算書、28ページ、市民協働事業費の備品購入費、自治会用備品購入費について御説明させていただきます。

こちらは、この助成事業は財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティー活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティー活動の充実、強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するといった事業でございます。そちらの今回は一般コミュニティー助成事業というものに申請をいたしまして、コミュニティー活動の促進を図るための直接的な設備等に対して申請をいたしました。

こちらの内容でございますが、昨年の9月に各自治会に通知を発送いたしまして、各自治会から備品の購入の希望があるかということで皆様にお伺いしました。その中で、6つの自治会から要望が出まして、備品を買う内容といたしましては、ワイヤレスアンプ、それから子供用の山車、テント、テレビ、パソコン、温水洗浄便座、テント、餅つき用の臼ときね、それから音響システムの購入でございます。

以上でございます。

○福祉部長（吉沢寿子君） 補正予算書、38ページの子育て応援事業費の関係の御質問でございます。

育児パッケージの関係でございますけれども、東京都から例示されているのは、先ほども課長のほうから御答弁させていただいておりますけれども、子育て用品などの直接配布というようなものが例示をされておりますことから、私どもといたしましても、家庭にかかわるための何らかのツールとして、そういった育児に関連

する品物を配布しようというようなことで、現在検討しているところでございます。

また、キャラクターデザインの作成委託料の関係につきましても、これもやはり市のキャラクターということでございますので、うまべえを現在活用して、何らかの育児にかかわるものを配布できるような形で検討していきたいというところで、考えているところでございます。

また、この事業の継続性につきましては、東京都からのこの補助事業が5年間というようなこととなっておりますので、現状では5年間継続するものということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 第18号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第3号）について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

この補正予算では、さまざま市民施策も計上されています。これを否定するものではありませんし、評価するものです。しかし、この補正予算の主な内容は、地方交付税と臨時財政対策債の合計で差し引き2億円の増収、一般会計と特別会計の決算剰余金にかかわって11億9,000万円の増収を処理するものです。

問題は決算剰余金の処理です。決算剰余金にかかわる増収、11億9,000万円の大半、11億5,000万円を全て基金に積み立てるというものです。地方財政法に基づいて、一般会計決算剰余金の半額である6億円を財政調整基金に積み上げるのは仕方ないとしても、残りの半分は、厳しさを増す市民の暮らしを守るために使うべきです。

市が一度検討したけれども、財政的に困難とした18歳以下の医療費無料化は8,500万円です。高過ぎて払い切れない国保税や介護保険料の値下げ、減免措置の拡充も必要です。子供の貧困を論ずる中で、クローズアップされているひとり親家庭に対する支援の問題でも、非婚ひとり親世帯への寡婦控除のみなし適用での市の負担は数十万円と考えられます。すぐにでも踏み出すべき課題は山積しているのです。

すぐにこれらのことが判断できないとしても、フリーハンドで使える財政調整基金に一旦積み立てて、急いでこれらの市民施策を具体化すべきです。

ところが、補正予算案では、市は12億円の決算剰余金のうち6億円を財政調整基金に、1億5,000万円を減債基金に、4億円を施設整備基金に積み立てます。減債基金と施設整備基金に積み立てれば、特定目的基金ですから目的以外に取り崩すことはできません。減債基金も施設整備基金も必要額、目標額さえ定められていないものです。議会に対して、基金の必要額も説明できない状況で、ただ積み立てるといえるのでは、市民の理解を得られません。暮らしを守る施策へ積極的に回すべきです。

また、補正予算案には、マイナンバー制度にかかわる事務費が計上されています。既に第52号議案、第54号議案の反対討論で詳述したとおり、マイナンバー制度は、税金や社会保険料などの徴税強化と社会保障などの給付抑制を狙うものである上に、一たび流出すればはかり知れない被害を招く致命的欠陥制度です。

アメリカでは、社会保障番号が共通番号として使われてきました。米連邦司法省によれば、2006年から2008年に1,170万件の成り済まし犯罪被害が発生しています。内国歳入庁は、2011年に成り済ましによる不正な税還付申告を94万件発見しました。国防総省は、2011年に軍人・職員の社会保障番号使用をやめ、独自の本人確認番号へ移行しました。そうしなければ、情報を守れないという判断に追い込まれたからです。

年金機構等の125万件もの個人情報流出とずさんな管理体制は、マイナンバー制度をそのまま実施させていいのかという大きな懸念を引き起こしています。検証も極めてずさんなものです。

また、1割の自治体が、インターネット回線と分離しないまま付番、つまり番号づけをしていることがわかりました。既に番号が漏えいしている可能性だって排除できないのです。行政機構でさえ、セキュリティ対策が不十分なことがわかっている状況下で、10月施行を強行すべきではありません。

マイナンバー制度は、見切り発車すべきではありません。実施を中止し、撤回すべきです。

以上で反対討論とします。

済みません、冒頭で「第18号議案」と言いましたが、「第57号議案」の間違いだったので訂正します。

[2 番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第57号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第19 第58号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第19 第58号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第58号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成26年度決算の剰余金が確定したこと、また平成26年度の精算による国庫等への返還金や一般会計繰出金の計上などが生じたことに伴いまして、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,874万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1,818万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第3款の国庫支出金は188万3,000円の増額で、平成26年度の精算に伴う過年度分の特定健康診査等負担金の計上等による国庫負担金の増額と調整交付金による国庫補助金の増額であります。

第6款の都支出金は120万1,000円の増額で、平成26年度の精算に伴う過年度分の特定健康診査等負担金の計上による都負担金の増額と調整交付金による都補助金の増額であります。

第8款の繰入金金は581万7,000円の増額で、この補正予算の財源調整として、一般会計からの補填が必要となるため、その他の繰入金を増額するものであります。

第9款の繰越金は8,984万3,000円の増額で、平成26年度の決算剰余金が確定したことによる前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第3款の後期高齢者支援金等は210万2,000円の増額で、後期高齢者支援金の確定に伴い増額するものであります。

第4款の前期高齢者納付金等は3万2,000円の増額で、前期高齢者納付金の確定に伴い増額するものであります。

第10款の諸支出金は9,661万円の増額で、平成26年度の精算に伴う国庫等への返還金及び一般会計繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第58号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第20 第59号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第20 第59号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第59号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成26年度決算の剰余金が確定したことや、前年度の精算等に伴う荒川右岸東京流域下水道事業債の増額、また下水道事業受益者負担金の一括納付の見込み増などに伴いまして、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,072万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第1款の分担金及び負担金は441万円の増額で、年度途中で徴収猶予が消滅する土地の賦課徴収に伴う下水道事業受益者負担金の増額であります。

第6款の繰入金金は1,658万2,000円の減額で、平成26年度の決算に伴う剰余金が確定したことによる一般会計からの繰入金金の減額であります。

第7款の繰越金は1,131万4,000円の増額で、平成26年度の決算剰余金が確定したことによる前年度繰越金の増額であります。

第9款の市債は240万円の増額で、荒川右岸東京流域下水道事業債及び起債額の確定に伴う資本費平準化債の増額であります。



3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は75万6,000円の増額で、計量法に基づき行う量水器取替工事費の計上による維持管理費の増額であります。

第2款の事業費は78万6,000円の増額で、受益者負担金一括納付報奨金の見込み増による建設総務費の増額であります。

次に、4ページの第2表、地方債補正であります。

1の変更であります。荒川右岸東京流域下水道事業の限度額を4,130万円から4,210万円に、資本費平準化の限度額を4億660万円から4億820万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第59号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第21 第60号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第21 第60号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第60号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成26年度決算の剰余金が確定したこと等に伴いまして、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入予算の補正で、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入予算補正であります。

1の歳入であります。第4款の繰入金は5,870万4,000円の減額で、平成26年度の決算に伴う剰余金が確定したことによる一般会計及び基金からの繰入金の減額であります。

第5款の繰越金は5,870万4,000円の増額で、平成26年度の決算剰余金が確定したことによる前年度繰越金の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第60号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第22 第61号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第22 第61号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、  
本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第61号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補  
正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成26年度決算の剰余金が確定したこと等に伴いまして、予算の補正が必要となりますことから御提案申し  
上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,253万7,000円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,678万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表  
歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第4款の国庫支出金は449万8,000円の増額で、平成26年度介護給付費の確定に伴う  
過年度分の国庫負担金の計上であります。

第5款の支払基金交付金は589万9,000円の増額で、平成26年度介護給付費等の確定に伴う過年度分の交付金  
の計上であります。

第10款の繰越金は3億6,214万円の増額で、平成26年度の決算剰余金が確定したことによる前年度繰越金の  
増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、2の歳出であります。第5款の基金積立金は2億5,674万8,000円の増額で、平成26年度決算剰余金  
の確定に伴い、介護給付費等準備基金積立金を計上するものであります。

第6款の諸支出金は1億1,578万9,000円の増額で、平成26年度の精算に伴う国庫等への返還金の増額、同じ  
く前年度の精算に伴う一般会計繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく御願ひ申し  
上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第61号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第23 第62号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第23 第62号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第62号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成26年度決算の剰余金が確定したこと、また東京都後期高齢者医療広域連合への負担金の減額などに伴いまして、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,815万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,416万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第2款の繰入金金は1,286万3,000円の減額で、東京都後期高齢者医療広域連合の平成26年度療養給付費負担金等の精算に伴う一般会計繰入金の減額であります。

第3款の繰越金は3,351万3,000円の増額で、平成26年度の決算剰余金が確定したことによる前年度繰越金の増額であります。

第4款の諸収入は750万2,000円の増額で、平成26年度の精算に伴う東京都後期高齢者医療広域連合からの負担金の返還金等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の広域連合納付金は461万2,000円の減額で、東京都後期高齢者医療広域連合の平成26年度療養給付費負担金等の精算に伴う納付金の減額であります。

第5款の諸支出金は3,276万4,000円の増額で、平成26年度の精算に伴う一般会計繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第62号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第24 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第24 陳情の付託を行います。

8月26日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会に審査を付託いたします。

---

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時32分 散会